

年金受給者の生存証明書

申請をご希望の方は、必要事項を明記の上、メールにて事前予約を行ってください。

・メールアドレス：rtcgosaka.consularsection@gmail.com

＜必要事項＞

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 申請目的：タイでの年金受給のため

必要書類

1. [日本公証人役場](#)⇒[日本法務局](#)⇒[日本外務省](#)（*1）にて認証済のパスポートのコピー（3ヶ月以内）
2. パスポート原本
3. 申請書（[ダウンロード](#)）

手数料

1. （1.）の書類に対しての認証 3,000 円/1ヶ所
2. 生存証明書 3,000 円/1通

参考

（*1）東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、北海道、宮城県及び福岡県の公証人役場では、申請者からの要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認を一度に取得できます。このワンストップサービスをご利用になると法務局や外務省に出向く必要はありません。

大阪公証役場 <https://www.koshonin.gr.jp/list/ohsaka#prefectures>

お問い合わせ先

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館（領事部担当）

TEL:06-6262-9226,9227 （電話対応時間：午後 3 時 30 分～5 時 30 分）

FAX:06-6262-9228